



# 中部家保だより

発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）  
〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1 電話(027)288-0371 FAX(027)230-8052

## 【 記 事 】

- 1 今シーズンも高病原性鳥インフルエンザが発生しています
  - 1) 国内の養鶏場における発生状況について
  - 2) 国内の野鳥における検出状況について
  - 3) 高病原性鳥インフルエンザ発生予防のために
- 2 飼養衛生管理基準の遵守徹底を！
  - 1) 飼養衛生管理基準遵守状況確認および一斉点検の結果について
  - 2) 飼養衛生管理マニュアルの作成をお願いします
- 3 家畜排せつ物管理の再確認のお願い

## 【 添付資料 】

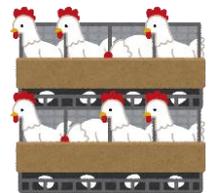
- 1 国内における高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ発生状況
- 2 鳥インフルエンザの発生予防対策の重要ポイント
- 3 飼養衛生管理マニュアル

## ◆◆今シーズンも高病原性鳥インフルエンザが発生しています◆◆

### 1) 国内の養鶏場における発生状況について

今シーズンは11月10日に秋田県横手市の農場で高病原性鳥インフルエンザが発生してから、12月12日までに、鹿児島県出水市で2例、兵庫県・熊本県・千葉県・埼玉県・広島県・青森県で各1例の計9例の発生が確認され、約47万羽が殺処分されました。ウイルス亜型は、H5N8及びH5N1亜型の2種類が検出されています。

昨シーズンはこれまでに無いほど高病原性鳥インフルエンザが多発しました。今シーズンも昨シーズンと同様、早い時期から日本各地で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されています。特に今シーズンは埼玉県美里町の養鶏場で発生しており、群馬県から非常に近い場所での発生が確認されています。



### 2) 国内の野鳥における検出状況について

今年度10月26日に北海道旭川市で死亡野鳥から鳥インフルエンザウイルス（H5N3亜型）が検出されて以降、12月9日までに3道県7事例が確認されています。環境省の対応レベルも国内複数カ所で発生した際に設定される「対応レベル3」で継続中です。

県では11月から3月まで毎月1回、三ツ寺公園、新堀（高崎市）、波志江沼（伊勢崎市）及び大谷幹線遊水池（太田市）の4カ所で野鳥の糞便を採材、モニタリング検査をしています。

12月9日現在までウイルスは検出されていませんが、渡り鳥や人の移動により、ウイルスも動くことが懸念されますので、引き続き農場防疫体制の強化に取り組んでください。



### 3) 高病原性鳥インフルエンザ発生予防のために

高病原性鳥インフルエンザが発生した農場については、国が疫学調査を実施し、その結果を公表しています。発生農場では以下の点が確認されています。ご自身の農場及び鶏舎をご確認いただき、対策をお願いします。

- 農場及びその周辺でサギ類、カモ類、カラス、スズメ、ドバト等の野鳥を確認
- 鶏舎等に設置してある防鳥ネットに野鳥が侵入可能な破損や隙間を確認
- 堆肥舎に防鳥ネットが未設置
- 農場内でタヌキ、ネコ、ネズミ等野生動物及びその糞を確認
- 鶏舎にネズミ等が侵入できるような隙間があり、ネズミ等の糞を確認
- 農場及び鶏舎に入る際、農場専用の作業着及び靴の履き替えを実施していない。
- 手指消毒を実施していない。

#### ⚠野鳥やネズミなどの野生動物が入るすきまをなくす

- ✓ 防鳥ネット、家きん舎の屋根・外壁の点検とすみやかな補修
- ✓ たい肥舎などに防鳥ネットを設置
- ✓ 排水口、換気扇など常に外部とつながっている箇所も要注意

#### ⚠農場に入る人からの持込みを防ぐ

- ✓ 衛生管理区域内では専用衣類の着用、鶏舎ごと長靴を交換、手指を消毒
- ✓ 出入りの人、車両、物品の消毒を徹底、管理区域内を定期的に消毒
- ✓ 関係者以外の立ち入りを制限、物品の受渡しは衛生管理区域の外で

#### ⚠家きんに異状があれば早めの通報を

- ✓ 家きんの異状を見逃さないよう、注意深く観察を
- ✓ 「いつもと様子が違う」と思ったら家畜保健衛生所へ連絡を

## ◆◆飼養衛生管理基準の遵守徹底を！◆◆

### 1) 飼養衛生管理基準遵守確認および一斉点検の結果について

今年の11月までに、飼養衛生管理基準の確認のための農場巡回および一斉点検を実施しました。御協力ありがとうございました。各農場で遵守できていない項目は早期実施をお願いします。



#### 遵守していた農場が多かった項目

- 農場・鶏舎に立ち入る者の手指消毒の実施
- 鶏舎ごと専用の長靴の設置及び使用



#### 不遵守の農場が多かった項目

- 堆肥舎等の防鳥ネットの設置
- 飼養衛生管理マニュアルの作成

また、以下の7項目については、鳥インフルエンザの侵入及びまん延防止のために特に重要な項目です。実施できているかをその都度点検し、できていない項目について改善をお願いします。

1	敷地内に立ち入る者の手指消毒等
2	鶏舎等専用の衣服及び靴の設置並びに使用
3	敷地内に立ち入る車両消毒等
4	鶏舎等に立ち入る者の手指消毒等
5	鶏舎専用の靴の設置及び使用
6	野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
7	ねずみ及び害虫の駆除

2) 飼養衛生管理マニュアルの作成をお願いします

令和2年10月1日に家畜に係る飼養衛生管理基準が改正され、今年の10月に「堆肥舎等への防鳥ネットの設置」が施行されました。堆肥舎等への防鳥ネットの設置をお願いします。また、来年2月には「飼養衛生管理マニュアルの作成・周知」についても施行となります。マニュアル未作成の方は、同封の飼養衛生管理マニュアルを参考に作成をお願いします。

◆◆家畜排せつ物管理の再確認のお願い◆◆

日頃から、家畜排せつ物を適切に管理していただき、感謝申し上げます。

皆様もご存じのとおり、家畜排せつ物法により家畜排せつ物を放置する「野積み」や穴を掘り投棄する「素掘り」は禁止されています。

家畜排せつ物管理場所をご確認いただき、不備がある場合は、修繕、ブルーシートでおおうなどの対応もお願いします。

また、毎年、家畜排せつ物の発生量等の記録をすることが義務付けられています。あわせて、ご確認くださいますようお願いいたします。

家畜保健衛生所は **365日24時間対応**の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

**中部家保** ☎ **027-288-0371**

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。